



認知症になる前に しておくべきこと



はじめに

日本は、間もなく超高齢化社会に入り、2025年に高齢者人口は3500万人に到達すると言われていています。

高齢者世帯の約7割を一人暮らし・高齢夫婦のみ世帯が占めると見込まれています。

中でも高齢者の一人暮らし世帯の増加が著しく、一人暮らし世帯は約680万世帯（約37%）に達すると見込まれています。（厚生労働省調べ）

昨今、「終活」「生前対策」「認知症対策」といったワードをよく耳にします。

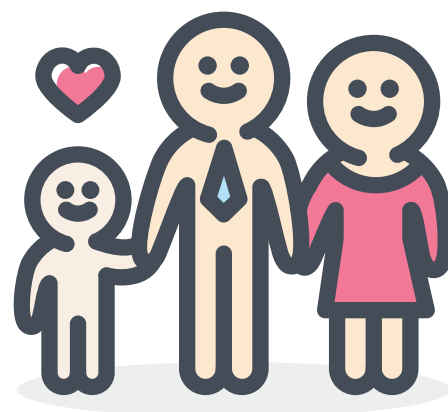
これらのワードをよく見かけるようになったのは、日本の高齢化問題が、待ったなしの状況である現れでしょう。

このテキストをして読んで下さっている方は、高齢化社会への漠然とした「不安」を感じている方が多いと思います。

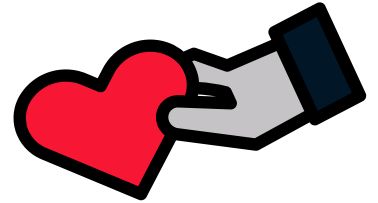
この資料では、家族信託、遺言書、任意後見などの認知症対策に関することに焦点をあてて、解説しています。

実際にご自身が、当事者になった際に役立つように、
そして「不安」の解消に繋がるツールとしてご利用い
ただければ、幸いです。

太田合同事務所
司法書士 太田 徹



～信託ってなに？～



信託の種類について

（契約信託）

民事信託では最も一般的な方法です。
委託者と受託者の契約によって信託が成立します。
契約と同時または速やかに委託者から受託者に信託対象
財産が移転します。



（遺言信託）

遺言によって信託を成立させる方法です。
信託契約の内容を遺言書に盛り込むこととなります。
そして遺言なので、遺言者の死亡によって効力が発生し
ます。

（自己信託）

委託者が自己の財産について、信託財産として管理して
いく（委託者と受託者が同一）信託方法です。
自己完結してしまう、信託方法のため、公正証書での作
成が必要だったり、記載事項も法律で決められていま
す。

（商事信託）

商事信託は、受託者（信託財産を管理する法人など）が
営利を目的として信託財産を取り扱うのが商事信託で
す。具体的には、信託銀行や信託会社が受託者になり顧
客の財産を受け取り、資産運用をしていくイメージでし
ょうか。

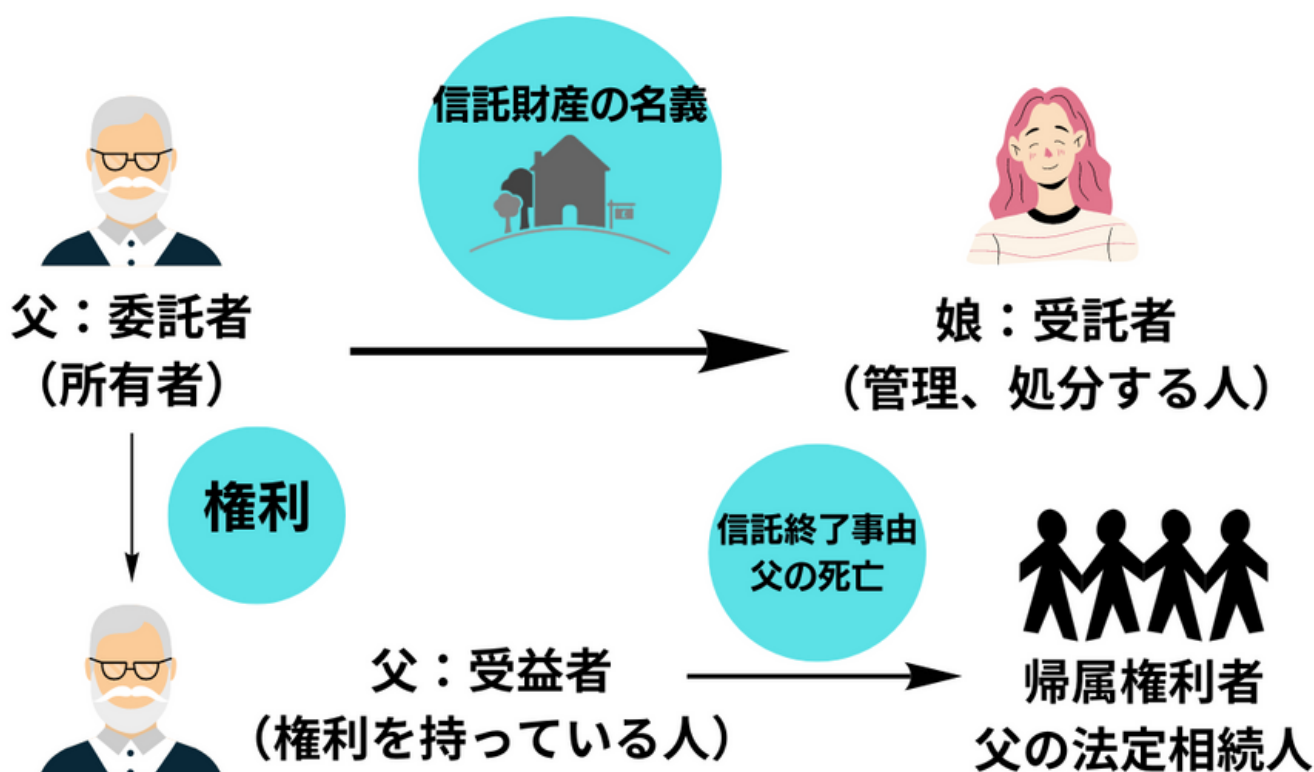
民事信託(家族信託)とは？

信託は、委託者（財産の所有者）が一定の財産（不動産、金銭など）を受託者（財産を管理する役割の人）に託して、信託した財産から生じた、利益を受益者（利益を受け取る人）が受け取る仕組みの契約です。

一般的な民事信託では、委託者と受益者が同一であることが多いです。（自益信託）

具体的な例を出すと、父が委託者兼受益者で、娘が受託者という形です。

信託内容は、委託者がどのような目的で、誰に、どの財産を、どういう方法で託すかを信託契約で定めることにより信託内容が決まります。



家族信託は 認知症対策になる？



認知症でも家族信託は利用できるのか？

前提として家族信託（民事信託）は、ご本人が認知症の状態だと利用はできません。

理由は、信託契約（契約信託）は財産の所有者（委託者）と財産を管理する人（受託者）の契約で成立するため、ご本人が認知症だと、意思能力がないため契約が無効扱いになるためです。

委託者が正常な状態の時に4ページのような契約を結び、委託者の体調等の変化があっても受益者のために信託財産を管理、運用、処分することを信託契約の目的とすることで、将来的に委託者が認知症で判断能力が喪失したとしても、信託の目的に沿ったものであれば処分（不動産売買等）ができるわけです。

仮に信託財産である不動産を売買する場合には、名義人である受託者が登記手続きの申請人になりますので、認知症になってしまった委託者の関与なく手続きが進められます。

*** 認知症になってしまった方は、意思判断能力の喪失を理由に売買契約を結ぶことができません。**

委託者が死亡した場合

万が一委託者が死亡した場合に備え、委託者の死亡を信託契約の終了事由としておくことで、委託者の法定相続人が不動産の所有権と利益を受取る権利を引き継ぐ形を取ることができます。

資産承継の面でも柔軟性がある契約

資産承継の面で考えると、信託契約は、遺言と異なり、2世代先まで財産を承継させれますし、資産活用が遺言や後見制度に比べて柔軟な設定が出来ます。

例えば、契約内容として第二受益者（第一の受益者が死亡した場合に第二順位で権利を持つ人）を定めることができます。

4 ページでいえば、父が死亡した場合には、母が第二順位の受益者として契約に定めておき、信託終了事由を父及び母の死亡として、1つの家族信託契約で母の権利も確保することが出来るようになり、信託契約の大きなメリットです。

家族信託のデメリットについて

家族信託は、認知症対策、生前対策になる有用な制度ではありますが、万能ではありません。

2007年に信託法が改正され、歴史が浅いため、法的な取り扱いが不透明な部分もあるため注意が必要です。

・ 契約には家族（関係者）全員の理解が必要

信託契約は、委託者と受託者だけで出来てしまいますが、他の相続人の知らないところで、契約を結び、財産管理を特定の相続人だけが行うようになるとトラブルの元になりかねません。

・ 法律的、税金面での解釈が確定していない

冒頭でも書きましたが、まだ制度の歴史が浅いため、判例（裁判所の見解）の数が少なく、取り扱いが不透明な部分が多いです

・ 受託者は無限責任を負う

受託者は信託取引に当たって、生じた債務（お金などを支払う義務）の支払いができない場合、信託財産の範囲で支払いができない場合、受託者自身の財産をもって支払う義務が生じます。

これを無限責任というのですが、受託者は非常に重い責任になるわけです。

遺言書がないと . . .

遺言書の役割

- ①相続人同士がもめないようにするため
- ②認知症対策

相続人の中に認知症の方がいた場合

→相続手続きがすすめられなくなってしまう

※遺言書がない場合、亡くなられた方の財産を、どのように分けるかという遺産分割協議という話し合いが必要になります。認知症になってしまうと、その遺産分割協議に参加できなくなってしまうのです。

その解決策として認知症の方に成年後見人をつけるという方法が解決策としてありますが、成年後見人をつけることには以下のような問題点もあります。

【成年後見人をつけることによる問題点】

- ・必ずしも親族が選任されるとは限らない
 - ※親族が選任されているケースは2割程度
- ・専門家が選任された場合、毎月費用がかかる
 - ※財産額によりますが、だいたい2、3万円前後
- ・後見人は一度選任されると亡くなるまで続く
- ・自由な出費が制限されることも

遺言書の準備があれば

このようなことを回避できます！！

遺言書とは？

遺言能力

- ・ 15歳以上
- ・ 要求される判断能力は遺言の内容、複雑さによる

遺言の種類

①自筆証書遺言

→自分で書き、自分で保管

②公正証書遺言

→公証人と証人2人の前で作成

③自筆証書遺言書保管制度

→自分で書いた遺言書を法務局で保管

それぞれの遺言のメリット・デメリット

●自筆証書遺言

〈メリット〉

- ・ 費用がかからない
- ・ 一人で書くことができる
- ・ 思い立った時にすぐに書くことができる

〈デメリット〉

- ・ 要件が法律で定められている（欠けていると無効）
※要件…全文自分で書く、記名、押印、日付の記載
- ・ 紛失、見つけてもらえない、改ざん等のリスク
- ・ 証明力が低い
- ・ 手続きの際に疑義が生じるおそれ
- ・ 検認手続きが必要

※検認…家庭裁判所での遺言書の確認手続き。検認を経していない遺言書は手続きでは使えない。手続き申立てに亡くなられた方の出生から死亡まですべて戸籍などが必要。

●公正証書遺言

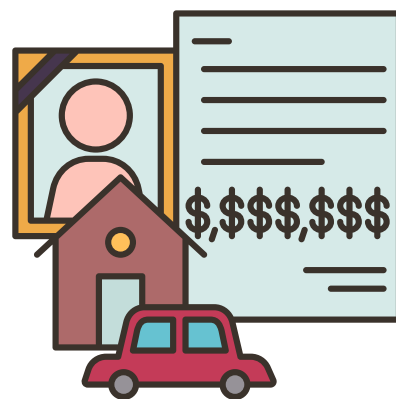
遺言者が公証人の目の前で遺言の内容を口頭で話し、それに基づいて公証人が遺言者の意思を文章にまとめ公正証書遺言として作成するものです。

〈メリット〉

- ・紛失、改ざん等のリスクがない
 - ※公証役場で長期間データとしても保存される
- ・証明力が高い
- ・自分で全文を書く必要がない
- ・公証人が作成するため安心、確実な遺言書となる
- ・検認が不要

〈デメリット〉

- ・費用がかかる
- ・証人2人が必要
- ・作成にあたって資料が必要
 - ※戸籍、登記簿、印鑑証明など
- ・公証役場まで自ら出向く必要がある
 - ※出向くことが難しい場合、公証人の出張も可能
- ・判断能力に疑問が持たれると断られる可能性あり



●自筆証書遺言書保管制度

これは2020年からはじまった新しい制度です。文字通り、自筆証書遺言を作成したうえで、それを法務局で保管してもらう制度です。

〈メリット〉

- ・紛失のリスクがない
 - ※遺言書、データともに法務局で長期間保管
(原本は50年間、画像データは150年間保存)
- ・通知制度がある(見つからないリスクなし)
 - ※亡くなった際に通知するもの
 - ※関係者が遺言書を閲覧した際に通知するもの
- ・費用が少額(3900円)
- ・書類の準備が少ない
 - ※住民票、本人確認の書類
- ・検認が不要



〈デメリット〉

- ・自筆証書遺言の準備が必要
 - ※法律上の要件を満たした遺言書
- ・法務局まで自ら出向く必要がある
- ・遺言書の内容までは精査してもらえない



それぞれメリット・デメリットのある遺言書ですが、種類による優劣はありません。作成日付の新しいものが優先します。

遺言書の準備が必要な方とは？

特殊な事情のあるご家庭の方のみ遺言書を準備が必要というわけではありません。今や65歳以上の方の6人に1人が認知症と言われる時代です。

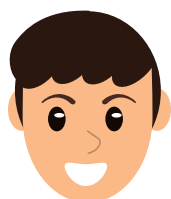
例えば、ごく一般的な以下のようなご家庭で、お父様が亡くなられた場合です。



(父)



(母)



(長男)



(長女)

▶お父様の相続人はお母様、ご長男、ご長女の3人です。お父様の遺言書がない場合、お父様が亡くなられた時点で、お母さまが認知症だと、相続手続きは進められなくなってしまいます。
※お母様が先に亡くなられた場合も同様です。

このような場合、お父様、お母様共に遺言書を準備しておく心安心です。

相続手続きが進められないと、財産の名義替えができず、不動産の処分などもできなくなってしまいます。

不動産の相続登記の義務化も令和6年4月1日からはじまりますので、滞りなく相続後の手続きが進むよう、遺言書準備の必要性も高まっていくと思われれます。

司法書士がお力になれること



例えば、お子さんのいらっしゃらないご夫婦の場合で、ご主人が以下のような遺言を残していた場合。

「財産のすべてを妻に相続させる」

ご主人が先に亡くなられた場合は問題ないのですが、もし奥様が先に亡くなっていた場合はこの遺言書は無効になってしまいます。奥様が先に亡くなられた時に、他に財産を託したい人や団体などあったとしても、その記載がないとこの遺言では実現されないものとなってしまいます。

これはほんの一例ですが、遺言書が実際に使われるのは何十年も先になるため、いろいろな万が一が起こり得ます。私たちが遺言案を作成する場合、ご依頼いただいた方の親族関係などを詳しく聞き取ったうえで、何か問題が起きそうな部分はないか、万が一相続人が変わった場合や、残された相続人の方が手続きしやすい文言選びなどなど、遺言書作成の先に待っている相続手続きまでをトータルで考えて遺言案を作成しています。

せっかく作成する遺言書なので、状況の変化等で無効になってしまわないよう、一度ご相談いただけると、お役に立てるかと思えます。

認知症対策

～任意後見という選択肢～



任意後見とは？

任意後見は、ご自身が認知症になった場合などを心配する人が、公証役場で公正証書として、受任者（将来の自分の後見人になる人）と任意後見契約を締結します。

この段階では、任意後見契約はまだ効力がありません。

契約は結んだけど眠っている状態です。

その後、実際に本人が認知症などで判断能力が衰えてきたら、家庭裁判所に申し立て（予約した後見人が就任するための手続き）をします。

任意後見は、任意後見契約で付与された範囲内で、財産管理や法律行為を裁判所から選任された監督人による監督の下で、行う行為です。

いわば任意後見制度は、後見人の予約ともいえる制度です。

任意後見人について

先の任意後見契約で任意後見になる予定の人を「任意後見受任者」と呼びます。

任意後見人になるのは、実際に本人が認知症などになって裁判所に申し立てをした時です。

任意後見人の資格

任意後見人は資格の制限がなく誰でもなれますし、本人が自由に決めることができます。

子供や甥、姪、知人友人などでも大丈夫ですし、もちろん司法書士などの専門職でもなれます。

そして、任意後見人は、できればご本人よりも若く10歳以上は年下であることが良いとされています。

任意後見人の役割



任意後見人の役割として、身のまわりの保護として、生活に関する手続き、介護サービス契約、入退院の手続きや費用支払いなどがあります。

また財産管理として、お金をおろして本人に届けたり、施設、病院への支払い、年金の管理、家賃地代の支払い、などがあります。

逆に、任意後見人に出来ない事として医療同意（注射、輸血、手術などの同意）、延命治療、尊厳死などの同意はできませんし、看取りの場面でも法的権限はありません。

ただこれらの同意権限はなくても、認知症になる前にご本人から聞き取りをして、本人の希望を医療関係者や介護関係者に伝える役割は有ると言えます。

実際に任意後見人がどこまで代理をしていくかは、任意後見契約の中で「代理権目録」に定めていくこととなります。

任意後見に関して、メリット、デメリットをまとめると以下のようになります。

任意後見のメリット

- ①元気なうちに後見の予約（認知症保険）ができる
- ②自分で後見人を選べる
- ③契約内容の融通が利く（解約も比較的容易）

任意後見のデメリット

- ①既に認知症（まだら）だと契約ができない
- ②任意後見人が死亡したり、解任されると法定後見に移行する

見守り契約



見守り契約とは？

見守り契約は、任意後見契約の効力の生ずる前段階での契約です。

専門職などの第三者が任意後見受任者（将来後見人になる予定の人）になる場合に、見守り契約は任意後見契約とセットでされることがある契約です。

見守り契約には主に二つの目的があります。

この目的達成のための必要な内容が盛り込まれる形になります。

見守り契約の目的

①来る任意後見契約の発効（ご本人が認知症の発症）に備えて、ご本人と信頼関係を築くこと

②任意後見契約の発効前（認知症になる前）までのご本人の心身の健康状態、生活状況の把握

具体的には、ご自宅への訪問、連絡の手段や頻度などを取り決めていきます。

またご本人の心身の健康状態、生活状況を把握することで、裁判所に対して任意後見監督人の選任申し立て（任意後見契約の発動）を適切なタイミングでするための取り決めもします。

例えば緊急連絡先として、任意後見受任者（将来後見人になる予定の人）を指定したり、入院時の手続きを任意後見受任者に依頼する取り決めをしたりします。

見守り契約の終了

見守り契約はあくまで、任意後見契約が発動する前段階の契約ですので、任意後見契約が発動したら終了しますし、ご本人が死亡したり、法定後見、補佐、補助の審判を受けたり、任意後見契約自体が解約されたら、見守り契約も終了します。

任意後見受任者（将来後見人になる予定の人）がご本人と信頼関係を築くことは、任意後見契約を結んだ上で、一番初めにすべきことです。

見守り契約があることで任意後見受任者は、ご本人と何度もお話をして、ご本人のことを深く理解することで、来る任意後見契約に備えていくわけです。

財産管理等委任契約



財産管理等委任契約ってなに？

別名「任意代理契約」とも言います。

ご本人（認知症を心配される方）が判断能力があるうちに契約し効力が出るもので、この点が、任意後見契約との大きな違いです。

（任意後見契約は契約は判断能力があるうちにしますが、効力が出るのはご本人が認知症になった時です）

銀行の口座管理や通帳や印鑑の管理など契約内容は、当事者間で自由に定めることができます。

判断能力はしっかりしているが、体の調子が悪いから銀行や市役所なんかには代わりに、行ってほしいなどの要望に応えやすい契約です。

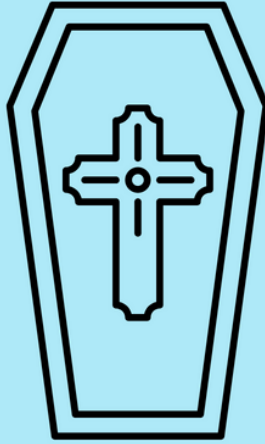
また管理する財産の範囲も自由に定めれますので、ご本人のニーズに合わせた、融通の利きやすい契約でもあります。

具体的な契約内容は？

- ・ **預金の管理、払い戻し、預入、振り込み依頼**
- ・ **生活費の送金、日用品の購入、などの日常生活に関する取引**
- ・ **役所などでの諸手続きに関する一切の事務**
- ・ **医療機関、介護、福祉サービスに関する費用の支払い**
- ・ **上記の契約手続きや解約手続きなど**
- ・ **社会保険、公共料金の支払い**

***あくまで一例です**

死後事務委任契約



死後事務委任契約とは？

施設や病院で死亡した場合の未払いの施設利用料、入院費の支払い、遺体の引き取り、葬儀（そもそも葬儀をするのか？）、火葬、納骨、永代供養をするのか？、居住していた施設の片づけ、遺品整理などの事務手続き全般をすることです。

死後事務委任契約では、任意後見契約ではカバーしきれない、これらの事務手続きを委任する契約をしておきます。

生前対策の一つとして、遺言書作成がありますが、遺言書では法的に効力を発生させることができる事項（法定事項）は、決まっているため死後の事務手続きの全てをカバーすることはできません。

もちろん遺言書を作成することは、資産管理の点からは必要不可欠ですが、例えば身近に頼れる親族がいないとか、おひとり様の方は、死後事務委任契約をする意味があると言えるでしょう。

通常、死後事務委任契約はご本人の判断力がある元気な時に、任意後見契約と一緒に契約します。

契約書は、契約内容が固まった状態であれば、公正証書で作成します。

メリット

- ・ **遺言書ではカバーしきれない死後の手続きをカバーできる**
- ・ **認知症になる前のご本人の希望を反映させられる**
- ・ **煩わしい死後の手続きを一括して任せられる**

デメリット

- ・ **身近に頼れる人が、いない人でないと必要性がない**
- ・ **遺産相続のことについてはカバーできない**

まとめ

いかがだったでしょうか？

「認知症対策」と言っても、この資料で取り上げただけでも、幾つかの選択肢があることがわかったと思います。

有効な「認知症対策」や「生前対策」はご本人の心身の状態、資産の種類や額、ご家族との関係、生活状況によって異なります。

太田合同事務所では、上記のことを考慮しながらお客様の話しっかりと聞き取り、最適な対策のご提案、サービス提供をしております。

ぜひお含みおき下さい。

太田合同事務所の
お問合せページ→



ホームページでも遺言書作成、任意後見、
家族信託のこと詳しく載せています。

「太田合同事務所」で検索！

太田合同事務所の
ホームページ→

